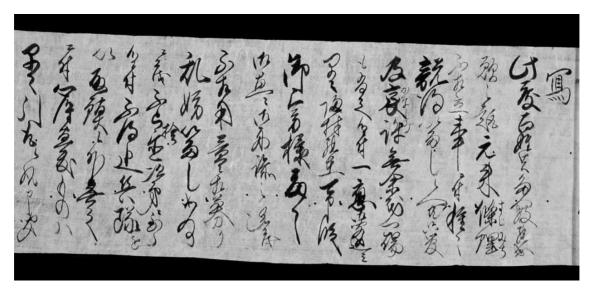
## 揭示写 (明治4年(1871)8月12日)

重川家文書(8826-381-7)

8月13日には、兵による鎮圧が開始された。初めは空砲で威嚇が行われたが、民衆らも 竹槍で抵抗したため実弾が使用され、26人の死傷者が出ている(『芸藩志』)。この文書は兵 による掃討が一段落したあとで広島城外に掲示されたものの写しである。やむなく兵隊で 鎮圧したが、「良民」に立ちかえればお構いなしと述べている。



早々引取候様申聞 付 心得宜敷もの八 以取鎮候外無」之

候二付、不」得」止兵隊を

二茂不」被, 捨置, 次第二至り

不 |相用 |、益々相募り 御直 々御示諭之趣茂

乱妨いたし、如何

御三方様度々 早々帰村罷在可」申段 も有」之候ニ付、 一應御聞込ミ 応) 寫写

願之趣元来條理すじみち) 此度百姓共多人数罷出·

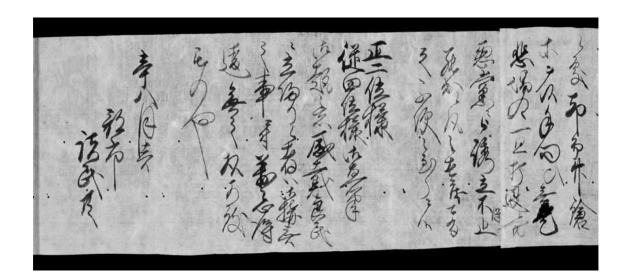
|無||余義||| 媏

哀 かなしみ

訴

説得いたし候へ共、只管

|相立 |事二付、



候處、 却而竹鎗

罷出候様之者茂可し有し 悪党二被,誘立,、不,得,止

之、不便之至り二候

正||位様

従四位樣御直筆

御趣意感戴、良民

二立帰り候者八御構無」

違無 」之樣可 」致 之事二付、萬々心得

もの也

辛八月十二日 郡市 諸民共

悲」場合一旦打退候へ共、 等ヲ以手向ひ、無,是